

# 現代ドイツ研究のための印刷・電子メディア

レファレンス課 寺尾 隆

## I. 印刷・電子メディアの対照

グローバルなIT化の影響を受け、図書館の世界も日々刻々と変化している。現在は図書、雑誌等のデジタル化が急速に進みつつあるが、従来のアナログ媒体である印刷メディアとデジタル化された電子メディアとのバランスが今後ますます重要になって行くと考えている。

本稿では主として、現代ドイツ研究に関する当館所蔵の資料を例にとり、印刷メディアと電子メディアとの関連性を見て行きたい。

クロフィッシュ)で、1949-1980年を所蔵している。これには冊子体の索引(Konkordanzliste)が付属しており、年月日等から探すことができる。

(請求記号:Mfs. Z32-B10)

第二次大戦前の法令の場合は、Reichsgesetzblatt (RGL) (帝国法令集)がある。これも当館では、マイクロフィッシュで1871-1945年を所蔵している。これにも冊子体索引がある。

(請求記号:Mfs. Z32-R39)

## II. 本学所蔵の印刷メディア

### 1. 議会・法令資料

#### 1) RGL. BGBl.

ドイツの法令を調べる場合、Bundesgesetzblatt (BGBl.) (法律官報、法律公報、法令公報、連邦法令集等と呼ばれる)を利用する。当館では、マイクロ資料(マイ

#### 2) BStBl.

Bundessteuerblatt (BStBl.)は、連邦租税官報と呼ばれ、当館には冊子体で1-32(1951-1982)が所蔵されている。

(請求記号:Z34-B4)

現代ドイツ研究に関する資料

2005年12月末現在

略称	Title		印刷メディア	電子メディア	種類
RGL.	Reichsgesetzblatt	帝国法令集	1871-1945		法令
BGBl.	Bundesgesetzblatt	連邦法律公報	1949-	1980-	法令
BStBl.	Bundessteuerblatt	連邦租税官報	1-(1951-)		法令
BVerfGE	Entscheidungen des Bundesverfassungsgerichts	連邦憲法裁判所判例集	1-(1952-)	1998-	判例
	Verhandlungen des Deutschen Bundestages. Stenographische Berichte	連邦議会本会議速記録	1-(1949-)	1980-	議会資料
BT-Drs.	Bundestages-Drucksachen	連邦議会議会文書	1949-	1980-	議会資料
BR-Drs.	Bundesrat-Drucksachen	連邦参議院議会文書	1949-	1980-	議会資料
	Statistik des Deutschen Reichs	帝国統計書	1-63 (1873-1883)		統計資料
	Statistik des Deutschen Reichs N.F.	帝国統計書(新)	1-601 (1884-1944)		統計資料
	Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland	ドイツ統計年鑑	1952-		統計資料
	Der Parlamentarische Rat, 1948-1949		1-2		占領期資料
	Wörtliche Berichte und Drucksachen des Wirtschaftsrates des Vereinigten Wirtschaftsgebietes 1947-1949		1-6		占領期資料

注:電子メディアは、無料で公開されているものを示す

### 3) Verhandlungen des Deutschen Bundestages.

『連邦議会本会議速記録』

1-80(1949-1972)が冊子体で当館に所蔵されている。

(請求記号：Z31-V1)

### 2.統計資料

#### 1) Statistik des Deutschen Reichs.

『帝国統計書』

1-63 (1873-1883)

(請求記号：Z35-S8)

#### 2) Statistik des Deutschen Reichs N.F.

『帝国統計書(新)』

1-399, 401-454, 455(13-24), 456-550, 552-557, 559-560, 566, 568-571, 576-577, 579-596, 599, 601 (1884-1944)

(請求記号：Z35-S9)

#### 3) Statistisches Jahrbuch für die Bundesrepublik Deutschland.

『ドイツ統計年鑑』

1952-1975, 1977-1978, 1982-1993

(請求記号：Z35-S7)

### 3.占領期資料

1) Wörtliche Berichte und Drucksachen des Wirtschaftsrates des Vereinigten Wirtschaftsgebietes 1947-1949. 6 v.

(Germany: Territory and the Allied Occupation)

(請求記号：332.34-G36-1～6)

#### 2) Der Parlamentarische Rat, 1948-1949. 1-2

(請求記号：323.34-P24-1～2)

第二次大戦後のドイツ占領期における、ドイツ参議院議会文書および議事録。

## Ⅲ. 電子メディアのウェブサイト

### 1.議会・法令資料

#### 1) Parlamentsspiegel

<http://www.parlamentsspiegel.de/>



Parlamentsspiegelは、ドイツの16州議会による合同プロジェクトで、連邦、州、EU等の議会資料や法令資料等を検索できるサイトである。Landtag Nordrhein-Westfalen（ノルトライン・ヴェストファーレン州議会）によって運営されている。Parlamentsspiegelは、1957年から冊子体索引として刊行されてきた。出版元は同じくLandtag Nordrhein-Westfalenで、別タイトルはDokumentation Parlamentsspiegel Jahresregister または Parlamentsspiegel Jahresregister となっている。

これを進化させ、ウェブ上での検索を可能に、さらに文書そのものをフルテキスト（PDF）で提供できるようにしたプロジェクトである。現在1980年以降のデータを検索することができる。有料の商用データベースも存在するが、それらと比較しParlamentsspiegelのメリットとして以下のことが考えられる。

1. 無料で課金を気にせず利用できる。
2. ID、パスワード等認証の必要がない。
3. インターネット環境があればどこからでもアクセスできる。
4. 州レベルまでの議会文書を検索し、入手することができる。

2) ザールブリュッケン法律インターネットプロジェクト (ザールラント大学)

<http://www.jura.uni-sb.de/>

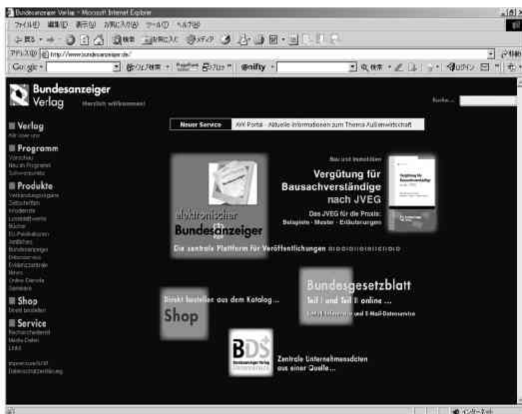
<http://www.jura.uni-sb.de/japan/>



このサイトは、ドイツにおける様々な法情報を提供するポータルサイトである。1990.10～1997.12のBGBlがHTMLで公開されている。各裁判所サイトや、後述するBundesanzeiger VerlagやMakrolog等の有料サイトともリンクしている。

3) Bundesanzeiger Verlag

<http://www.bundesanzeiger.de/>



Bundesanzeiger Verlagは、BGBl.の出版元であり、基本的には有料サイトである。一般ユーザもBGBl.をPDFで利用できるが、文書にセキュリティの制限がかけられており、閲覧のみ可能で印刷ができないようになっている。

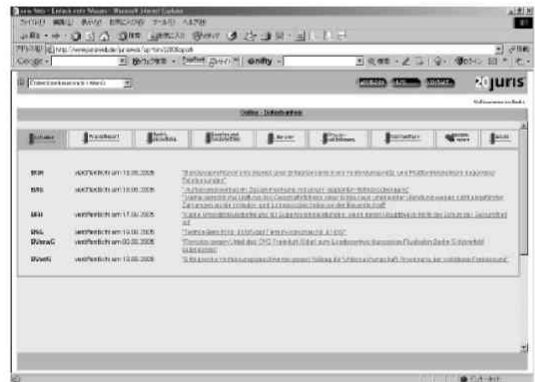
4) Makrolog

<http://www.bgbl.makrolog.de/>



Makrologは、電子出版サービス会社でRGBI、BGBl、BSBl等を提供している。このサイトは有料サイトである。

5) JURIS



本学でも商用データベースJURIS Onlineが導入され利用できるようになっている。ドイツの法令、判例の全文データベース、文献書誌情報データベースなどが提供されている。(利用にはID、パスワードが必要)

## 6) Gesetz im WWW

<http://www.rechtliches.de/>



このサイトでは、ドイツの現行法令を調べることができる。

## 7) Bundestag (ドイツ連邦議会)

<http://www.bundestag.de/>



Bundestags-Drucksachen (連邦議会文書) 等を検索、閲覧することができる。

## 8) Bundesrat (ドイツ連邦参議院)

<http://www.bundesrat.de/>



Bundesrat-Drucksachen (連邦参議院議会文書) 等を検索、閲覧することができる。

## 2.統計資料

### 1) Statistisches Bundesamt Deutschland

(ドイツ連邦統計庁)

<http://www.destatis.de/>

[http://www.destatis.de/e\\_home.htm](http://www.destatis.de/e_home.htm)



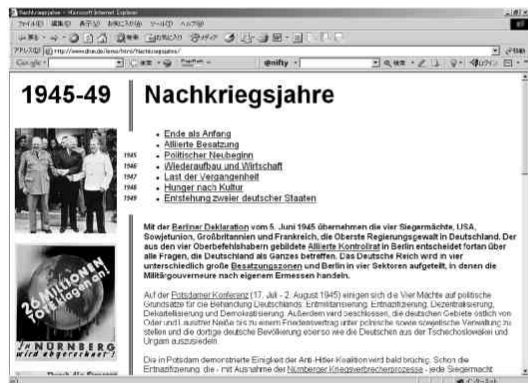
各種統計データが公開されている。

## 3.占領期資料

### 1) Nachkriegsjahre

(Deutsches Historisches Museum ドイツ歴史博物館)

<http://www.dhm.de/lemo/html/Nachkriegsjahre/>



占領期に関する情報が公開されている。

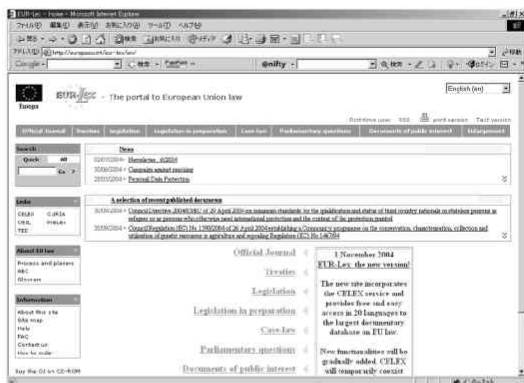
#### 4. その他

##### 1) EUR-Lex

The portal to European Union law

<http://europa.eu.int/eur-lex/>

<http://europa.eu.int/eur-lex/en/>

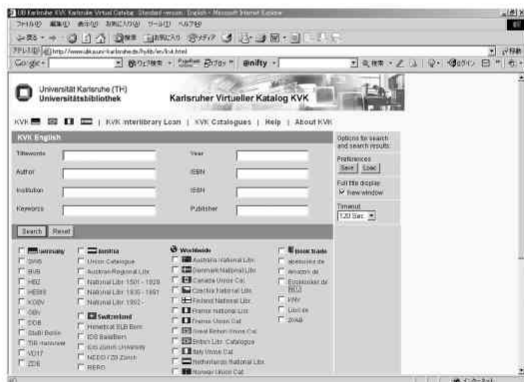


EUに関する文書、法令、判例等を調べることができる。

##### 2) KVK Karlsruher Virtueller Katalog

(カールスルーエ大学)

<http://www.ubka.uni-karlsruhe.de/hylib/en/kvk.html>



ドイツ国内やドイツ語圏、世界の主要な図書館等の資料を横断的に検索できるサイトである。

#### IV. 印刷・電子メディアのバランス

既に多くの印刷メディアがデジタル化され、フルテキスト検索が可能となり、瞬時に求める情報の全文を入手することができる。そして、それがインターネットを介して地球規模で実

現されている。その恩恵は計り知れない。

本学に目を移すと、当館がかかえる問題は、第1に学生をはじめとする利用者数に見合った座席数や閲覧スペースの確保、第2に増加を続ける蔵書の保存スペースの確保である。第3に資料分散化の解消等がある。この抜本的な解決には、やはり図書館の新館建設が不可欠であろう。

しかし、スペースの問題は現状でも、電子ジャーナル、全文データベース等の電子メディアの積極的導入による電子図書館化によって、ある程度は解消できるものと考えられる。

また、過去の古い資料についても、デジタル化が一層進んで行くことは容易に想像される。印刷メディアと電子メディア、それぞれに特性があり、両者のバランスが今後ますます重要となるであろう。

最後に、以上述べてきた、これらの所蔵資料、ウェブサイトが活用され教育・研究に供されることを願っている。